

# 山梨県産材認証センター事業実施要綱

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この要綱は、山梨県産材認証センター（以下「センター」という。）がセンター設置規則第2条に掲げる事業の実施に必要な事項を同規則第7条の規定により定めるものとする。

### (定義)

第2条 山梨県産材（以下「県産材」という。）とは、山梨県内の森林で生産された素材を、原則として県内で加工した最終製品及び、その過程の素材、製品もしくは、以下に定める方法により生産履歴が明確となっているものをいう。

2 県内で生産していない製品品目のうち、県産材の素材を用いて、県外施設で生産される製品について、センターが認証するものに限り山梨県産材認証製品（以下「認証製品」という。）という。

但し、合板、LVL等の製品品目にあつては、県産材の素材の使用量が50%を超えるもの。

3 特殊防腐処理、圧縮処理等の県内の施設での実施が困難で、生産工程の一部に県外施設での委託加工処理が含まれるものについては、別に定める条件を満たしたものに限る。

### (生産履歴の確認方法)

第3条 次のすべての要件が満たされていることにより県産材としての生産履歴の確認を行う。

(1) 第5条に定める登録事業者が取り扱っていること。

(2) 生産から加工、流通に至る木材の生産履歴を第20条に定める県産材管理票により確認できること。

(3) 前条第2項の認証製品については、別に定める方法により生産履歴が確認できること。

### (合法性証明)

第4条 次の要件のいずれかが満たされた場合、当該素材が合法的に伐採されたものであることを証明する「合法性証明」を併せて行うことができるものとし、以下、県産材とは「県産材及び、伐採における合法性が証明されている県産材」を指すものとする。

(1) 森林法の規定に基づき合法的に伐採されたものであることを証明し得る官公庁発行の書類が添付されていること。

(2) 前号による書類の発行が困難な事例にあつて、これに代替し得る証明書によって合法的に伐採されたものであることが確認できる書類が添付され、センターが認めたもの。

## 第2章 事業者登録制度

### (事業者登録の申請)

第5条 県産材を取り扱う事業者としてセンターに登録を希望する者は、山梨県産材・合法木材取扱事業者認定申請書（要綱一第1号様式）に必要事項を記載し、センターに提出する。

- 2 登録申請をすることが出来る事業者は、山梨県内で県産材を取り扱う事業者及び認証製品を生産する県外の事業者とする。

### (登録認定審査・登録)

第6条 センターは前条による申請書が提出されたときは、別に定める認定基準による審査を行い、審査結果を申請者に通知する。

- 2 前項により審査に合格した旨の通知を受けた申請者は、誓約書（要綱一第2号様式）をセンターに提出する。
- 3 センターは、前項の誓約書を受理したときは、県産材取扱認定事業者登録台帳に記載し、ホームページ等により公開するとともに、登録事業者に山梨県産材・合法木材取扱事業者認定証（要綱一第3号様式）を交付する。

### (登録の有効期間)

第7条 登録の有効期間は、山梨県産材・合法木材取扱事業者認定証の交付を受けた日から5年間とする。

### (登録の更新)

第8条 登録事業者が、有効期間満了後も引き続きセンターに登録を希望する場合、山梨県産材・合法木材取扱事業者認定申請書（要綱一第1号様式）に必要事項を記載し、センターに提出する。

- 2 センターは、前項による申請書が提出されたときは、県産材取扱認定事業者登録台帳を更新し、登録事業者に新たな山梨県産材・合法木材取扱事業者認定証（要綱一第3号様式）を交付する。
- 3 更新する場合の登録の有効期間は、前項によって交付を受けた日から5年間とする。

### (定期監査)

第9条 センターは登録事業者が適正に県産材生産履歴の明確化に取り組んでいるかを確認するため、定期的に監査を行う。

### (登録事業者の責務)

第10条 登録事業者は、次の各号に掲げる責務を有する。

- (1) センターの定める諸規定を遵守するとともに、センターの定める経費を負担すること。
- (2) 第6条、第9条に定める審査及び監査の実施に協力すること。
- (3) 登録内容に変更があった場合は、遅滞なくセンターに報告すること。
- (4) 県産材の利用推進に努めること。

(登録の抹消)

第 11 条 登録事業者は、自己の都合により登録を抹消したいときは、山梨県産材取扱事業者登録抹消申請書（要綱一第 4 号様式）をセンターに提出しなければならない。

2 センターは、前項による申請があったときは登録を抹消する。

3 登録を抹消する事業者が既にセンターに納付した経費等は返還しない。

(登録の取消)

第 12 条 センターは、登録事業者が次の各号に掲げる事項に該当する場合は、登録を取り消す。

(1) 第 5 条、第 8 条の申請書の内容に虚偽があった場合。

(2) 県産材以外の木材を県産材と偽って販売、又は譲り渡した場合。

(3) 第 10 条に定める責務を果たさなかった場合。

(4) センターの信用をおとしめ、かつセンターの指導に従わない場合。

2 センターは、第 1 項の取り消しをしたときは、事業者名及びその内容をホームページ等で公開する。

3 登録を取り消された事業者が既にセンターに納付した経費等は返還しない。

### 第3章 製品認証制度

(認証製品生産事業者の登録)

第13条 認証製品を生産しようとする県外の事業者は、山梨県産材認証製品生産事業者認定申請書(要綱様式第5号)をセンターに提出し、認証製品生産事業者審査を受けなければならない。

(認証製品生産事業者審査・登録)

第14条 センターは前条による申請があったときは、別に定める基準により審査を行い、審査結果を申請者に通知する。

- 2 前項により審査に合格した旨の通知を受けた申請者は、誓約書(要綱第2号様式)をセンターに提出する。
- 3 センターは、前項の誓約書を受理したときは、県産材認証製品生産事業者登録台帳に記載し、ホームページ等により公開するとともに、認証製品生産事業者に山梨県産材認証製品生産事業者認定証(要綱第6号様式)を交付する。

(認証製品生産事業者登録の有効期間)

第15条 登録の有効期間は、山梨県産材認証製品生産事業者認定証の交付を受けた日から1年間とする。

(認証製品生産事業者登録の更新)

第16条 前条の登録事業者が、有効期間満了後も引き続きセンターに登録を希望する場合、山梨県産材認証製品生産事業者認定申請書(要綱様式第5号)をセンターに提出する。

- 2 センターは、前項による申請書が提出されたときは、別に定める基準により審査を行い、審査結果を申請者に通知する。
- 3 前項の審査に合格した場合は、登録事業者台帳を更新し、認証製品生産事業者に新たな山梨県産材認証製品生産事業者認定証(要綱第6号様式)を交付する。
- 4 更新する場合の登録の有効期間は、前項によって交付を受けた日から1年間とする。

(認証製品の申請)

第17条 認証製品生産事業者は、製品出荷予定日までに山梨県産材認証製品申請書(要綱様式第7号)をセンターに提出し、認証製品審査を受けなければならない。

(認証製品審査)

第18条 センターは前条1項による申請があったときは、センター職員による現地での事前審査を行う。

- 2 センターは、前項による事前審査報告を受け、別に定める基準により審査を行い、審査結果を申請者に通知し、審査に合格した場合は認証製品証明書(要綱様式第8号)を交付する。但し認証製品の使用目的が住宅の場合、県産材使用認証書の発行を以て認証製品とする。
- 3 前条による申請者が、認証製品を恒常的に生産できる能力及び管理体制を有しているとセンターが判断した場合には、認証製品審査を書面による審査に簡略化することができる。

(認証製品の使用)

第19条 認証製品は、原則として県内の登録事業者が使用者に認証製品を供給しなければならない。

- 2 上記によらない場合は、認証製品生産事業者、販売事業者等の関係者及びセンター間で協定を締結し、協定内容を遵守して使用しなければならない。

## 第4章 県産材管理票・ラベリング制度

(県産材管理票)

第20条 県産材の生産履歴を明確にするために、登録事業者は、県産材管理票（要綱一第9号様式、以下「管理票」という。）により管理を行わなければならない。

- 2 認証製品の生産に係る認証製品生産事業者は山梨県産材認証製品管理簿（要綱一第10号様式、以下「認証製品管理簿」という。）により管理を行わなければならない。

(管理票の交付、取扱)

第21条 管理票はセンターが作成し、登録事業者に交付する。

- 2 前項により交付を受けた登録事業者は、善良な管理者の注意をもって管理票を取り扱うとともに、自ら行う県産材の販売以外に管理票を使用してはならない。
- 3 登録事業者は、管理票を使用しなくなったときは、センターに返還しなければならない。

(管理票の保管)

第22条 登録事業者は、管理票を発行したときは、発行した日を含む年度が終了した日から5年間、受領した管理票、発行した管理票の原本及び、第4条による合法性証明を併せて行った場合はこれに必要な書類を保管しなければならない。

(発行実績の報告)

第23条 登録事業者は、毎年度末までの合法木材取扱実績等を取りまとめた山梨県産材・合法木材取扱実績報告書（要綱一第11号様式）を次年度の5月末までにセンターに提出しなければならない。

(ラベリング)

第24条 県産材には、センターが定める認証マークを印字したシールを貼付または刻印等により表示することが出来る。シールを貼付した場合は、シールの発行番号を管理票に記載するものとする。

- 2 前項のシールはセンターが作成し、登録事業者に有償で交付する。
- 3 登録事業者は、交付されたシールを使用しなくなったときは、センターに返還しなければならない。
- 4 認証製品に認証製品であることを表示する場合は、あらかじめセンターに表示内容を申請し、承認を受けるものとする。

(認証製品管理簿)

第25条 認証製品管理簿は認証製品生産事業者が作成する。

- 2 前項により作成した認証製品管理簿は、善良な管理者の注意をもって取り扱うとともに、自ら行う認証製品の販売以外に使用してはならない。
- 3 認証製品管理簿は、発行した日を含む年度が終了した日から5年間保管しなければならない。
- 4 認証製品生産事業者は、毎年度末までの管理実績等を取りまとめた認証製品出荷等実績集計表（要綱一様式12号）を次年度の5月末までにセンターに提出しなければならない。

## 第5章 県産材利用認証

(県産材使用認証書)

第26条 県産材の生産履歴及び流通経路を認証する必要がある場合、センターは別に定めるところにより、県産材使用認証書を発行するものとする。

(県産材利用住宅の認証)

第27条 センターは、建築主等の必要に応じて、県産材を、一定量以上使用して建築される木造住宅を、別に定めるところにより、山梨県産材利用住宅として認証するものとする。

## 第5章 雑 則

(実施要領)

第28条 この要綱で定めるもののほか、各種認定審査、事業者登録及び製品認証の申請等に係る経費、県産材使用認証書、県産材利用住宅の認証等の実施に必要な事項は別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成16年9月9日から施行する。

この要綱は、平成18年9月6日から施行する。

この要綱は、平成21年5月28日から施行する。

この要綱は、平成22年9月8日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。